



令和6年6月4日

障害者相談支援事業等の委託に係る消費税上の取扱いの誤認について

本市が一般社団法人地域包括支援センターみよしに委託していました一部事業において、消費税の取扱いを非課税の社会福祉事業と誤認していたことが判明しました。

1 概要

令和5年10月4日付で、国から「障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱い等について」の事務連絡を受け、現在の委託先である三次市社会福祉協議会に、過去の決算等により当該事業を確認したところ、一般社団法人地域包括支援センターみよしへ委託していた期間において、消費税の非課税となる社会福祉事業と誤認し、消費税申告をしていないことが判明しました。

2 非課税と誤認していた事業

障害者相談支援事業
生活困窮者自立相談支援事業

3 原因

委託相談支援事業等を消費税法で課税とされている社会福祉事業であると認識していなかったため。

4 対応

一般社団法人地域包括支援センターみよしの委託事業を引き継ぎ、現在、事業の委託をしている三次市社会福祉協議会に対し、上記事業に係る消費税申告に伴い生じる費用(消費税、延滞税)計16,605,000円(概算)を支払うため、6月補正予算案に計上するよう準備をしています。

5 再発防止策

契約締結にあたり、関係法令等の確認を行い、誤認のないように努めます。



広島県三次市

福祉保健部 社会福祉課 (担当:白附、谷川、今本)
TEL:0824-62-6146 FAX:0824-62-6285